

平成22年3月24日

広島市議会議長
藤田博之様

提出者
広島市議会議員

谷口 修 山田 春男

沖宗 正明 今田 良治

母谷 龍典 月村 俊雄

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

| | |
|--------|------|
| 衆議院議長 | } あて |
| 参議院議長 | |
| 内閣総理大臣 | |
| 総務大臣 | |
| 法務大臣 | |

広島市議会議長名

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書案

民主党の小沢幹事長は、昨年9月19日、韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところです。

参政権付与をめぐるっては、民主党は2009年の政策集に「結党時の基本政策に『早期に実現する』と掲げており、この方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストへの掲載が見送られています。

我が国には、永住権を持つ外国人が約9.1万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところです。

しかし、日本国憲法は、第15条において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ません。

また、主要8か国(G8)を見ても、ロシアを除く7か国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していません。

一方、国籍法は、第4条において「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得す

めには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えます。

よって、国会及び政府におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。